

第5章 教育内容等の改善措置

1 総説

当専攻においては、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を図るための組織的・継続的取組みの1つとして、専任教員全員を構成員とするFD委員会を設置している。また、委員会活動の実効性を高めるために、委員会内に公法系科目部会、民事系科目部会、刑事系科目部会及び実務系科目部会の4部会を設けており、必要に応じ随時開催されるほか、各科目授業及び授業評価アンケート（2(1)にて後述）の結果が出揃う各学期末には必ず開催している。また各部会の検討結果を受けて、専任教員全員を構成員とするFD委員会を開催している。委員会における教育内容等改善の実効性を高めるため、議題に応じて、各部会の授業に関係する非常勤講師、チューター（第7章）等にも出席を依頼し、教育内容の質的向上を図るように努めている。また、授業時間外の学修支援手段であるチューターの活用を、より実効性の高いものとするために、チューターと専任教員とがともに参加するチューター会議を年1回開催している。

FD委員会による、これまでの主な取組みとしては、以下が挙げられる。

- (1) 授業評価アンケートの相互閲覧による問題意識の共有化と改善点に関する意見交換
- (2) 実定法基礎科目と実定法発展科目及び法律実務基礎科目の教育内容の有機的連関を高めることを目的とした使用教科書、授業対象項目等の共同討議（例えば、民法、民事訴訟法について、使用する教科書や演習書のすりあわせ等を行った）
- (3) 複数学期にまたがる授業に関する授業対象項目の配分等の共同討議
- (4) 正規授業との整合性等を図ることを目的としたチューター・ゼミの教育内容等に関する意見交換
- (5) 正規授業と自主ゼミの関係性についての意見交換
- (6) カリキュラム全体の体系性・完結性等を図ることを目的とした非常勤講師等との教育内容及び教育方法に関する共同討議
- (7) 学生の十分な事前事後学習の時間等を確保することを目的とした、予習課題の分量及び時期等の科目間調整に関する共同討議
- (8) 退職される教員が担当していた科目の分担についての意見交換

2 改善のための措置

また、教育の内容及び方法の改善を図る一貫として、次のような措置を実施している。

(1)授業評価アンケートの活用

各科目授業の最終回、全科目につき学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を分析して教育の内容及び方法の改善に役立てている。学生による公正かつ正確な評価を得るため、学生による授業評価アンケートは教員による監視のない場所で記入し、かつ、無記名で提出できるよう配慮されている。アンケート用紙「授業評価調査票」には合計 14 の項目を設け、それぞれについて4段階の評価を記入可能にするとともに、自由記載欄も設け、学生による多様な意見をできるかぎり正確に反映するよう工夫している。回収されたアンケートは科目ごとに集計結果をまとめた一覧表が作成される。この一覧表は各担当教員に配布されており、このアンケートに対して各教員がそれぞれの教育内容及び教育方法の自己点検を実施し、その結果を教員所見としてまとめ、提出することが義務付けられている。各教員において個別に改善可能な点については迅速に対処している。さらに、アンケート集計結果及び教員所見は FD 委員会等で回覧資料とされ、教育内容及び教育方法の具体的改善に対する討議の基礎資料として活用されている。また、アンケート集計結果をまとめたファイルが、校舎5階当専攻事務室に常置され、学生を含む学内者は、5階事務室開室時間中はいつでも閲覧できる状態に置かれている。なお最近5か年度の各科目配当年次別アンケート回収率は下表1のとおりであり、比較的高率を維持しているといえることができる。

表1 授業アンケート年度別回収率

年度(平成)	22	23	24	25	26	27	28
回収率	85%	78.5%	80.9%	86.7%	76.5%	93%	86%

授業満足度のうち「大変満足」及び「まあ満足」、回収率とも毎年高いパーセンテージで経過しており、概ね良好な結果といえる。

表2 授業アンケート「授業満足度」

	大変満足	まあ満足	あまり満足できなかった	全く満足できなかった
平成22年度	41%	48%	8%	1%
平成23年度	45%	45%	6%	2%
平成24年度	46%	45%	5%	1%
平成25年度	47%	39%	6%	2%
平成26年度	42%	43%	7%	4%
平成27年度	30%	33%	7%	3%
平成28年度	45%	35%	4%	1%

注) 当専攻の授業アンケートでは基本的に、「大いに満足」、「どちらかという満足」、「どちらかという不満」、「大いに不満」などの4肢のみとし、「どちらともいえない」、「わからない」といったニュートラルな選択肢をあえて設けていないため、質問項目によっては、いずれとも判断しかねた学生が無回答とすることもある。そのため、上掲表の4者合計が100%とはならないことがありうる。

(2) 授業参観

FD活動の一環として、当専攻では、教員間での授業参観を行っている。研究者教員と実務家教員の相互理解の促進と、両者の緊密な連携を目的として、基本的には、研究者教員は実務家教員の授業を、実務家教員は研究者教員の授業を参観している。

なお、授業参観の成果を、当専攻教員全体の教育内容及び教育方法の改善に確実につなげていくために、授業参観後、参観者は「参観報告書」を提出することとなっている。この報告書をFD委員会等の討議の基礎資料として活用することなどを通じて、教育の質の改善に向けた取組を行うように努めている。

3 研究者教員と実務家教員の補完的研修

実務家教員に対しては、学外の研修機関における研修課程にも進んで参加して、教育上の経験を確保することを求めている。また、実務家教員・研究者教員のいずれについても、日弁連主催の法科大学院に関するシンポジウムや、法科大学院協会主催の総会及びシンポジウムに等への積極的な参加を求めている。

教員相互の授業参観をうまく活用する（実務家教員は研究者教員の授業を参観し、研究者教員は実務家教員の授業を参観する等）ことによって、実務家教員と研究者教員の知的交流の機会をさらに充実させることを目指している。さらに、実務家教員と研究者教員が忌憚のない意見交換をすることにより、互いに、不足した経験や知見が確保できるような場としてFD委員会を積極的に活用している。

4 学外企画への参加

当専攻では、FD活動に資すると思われる学外団体主催の企画への専任教員の積極的参加を求めている。最近の主な実績は下記の通りである。

- ・直井義典准教授：大学改革支援・学位授与機構による法科大学院認証評価基準に関する説明会（2015年8月10日）
- ・渡邊卓也准教授：大学基準協会による法科大学院認証評価基準に関する説明会

(2016年3月10日)に出席

- ・大石和彦教授：シンポジウム「地方創生を担う法律系人材育成の始動」（主催：島根大学山陰法実務教育研究センター・共催：地方国立大学法科大学院研究科長会議・後援：文部科学省 2016年3月18日）第1部：報告 テーマ1「ICTの活用による地方からの法曹養成の可能性と道筋」において「有職社会人を対象とした法科大学院教育におけるICTの意義」と題して報告（以下写真は当日の様子）
- ・大石和彦教授：第8回法科大学院教員研究交流会（主催：日弁連主催・協力：法科大学院協会 2016年2月27日）全体会「法科大学院における未修者向けの効果的な授業方法について」②パネルディスカッションにおいて「純粋未修者初年次憲法教育の一事例」と題して報告
- ・大石和彦教授：中央大学法科大学院FD会議（2016年12月14日）における報告
- ・森田憲右教授：第9回法科大学院教員研究交流会（主催：日弁連主催・協力：法科大学院協会 2017年3月4日）全体会「見通し型教育について—公判前整理手続に焦点をあてて」におけるパネルディスカッションの司会（予定）



[特長]

- ・アンケート結果について全面的に学生に開示するとともに、FD委員会による回覧及び討議を通じて、教育内容及び方法改善のための重要な基礎資料として積極的に活用している。

[課題]

- ・今後はICTを通じた授業特有の課題についても、教員が組織的にノウハウを蓄積し共有してゆく必要がある。